

# 意見書

無線従事者規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年7月17日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年9月9日

主任審理官 伊丹 俊八

## 記

### 第1 意見

無線従事者規則の一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

無線従事者規則の一部を改正する省令案

##### (1) 改正の内容

- 一 無線従事者免許及び無線従事者免許証再交付の申請書の様式を改めること。（第46条第1項、第50条及び別表第11号様式関係）
- 二 一の申請書に添付する写真の大きさを縦30ミリメートル、横24ミリメートルに統一すること。（第46条第1項関係）
- 三 無線従事者免許証等の番号を無線従事者免許の申請書に記載することにより、氏名及び生年月日を証する書類の添付を省略することができること。（第46条第2項関係）
- 四 免許証の訂正の規定を削除すること。（第49条関係）
- 五 免許証の様式を改めること。（別表第13号様式関係）
- 六 その他規定の整備をすること。

##### (2) 施行期日

- 一 平成22年4月1日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、無線従事者免許証様式のカード化及び申請手続の合理化を行うため、関係規定の整備を行うものである。

現在、無線局に従事する際に携帯を義務付けている無線従事者免許証については、手帳型と大判カード型の2つがあるが、その耐久性及び携帯性に問題があることから、自動車運転免許証、クレジットカード等と同様に、プラスチック製のカードとすることにより、携帯性及び耐久性の向上を図ることとする。

また、これまで無線従事者の資格によって、申請書の様式及び申請書に添付する写真

の大きさが異なっていたが、これを統一することとし、併せて氏名及び生年月日を証する書類については、住民票コードを記載する場合にのみ申請書に添付することを要しないとしているが、申請者が他の無線従事者免許証、電気通信主任技術者証又は工事担任者資格者証を保有している場合には、これらの免許証等の番号を申請書に記載することにより、添付の省略を可能とするものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する1者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

| 利害関係者           | 賛 否 | 備 考 |
|-----------------|-----|-----|
| 社団法人日本アマチュア無線連盟 | 賛 成 |     |

### 第3 理由

本件は、無線従事者免許証の様式をカード化するほか、申請書類等の統一化を図るとともに、申請者が既に他に無線従事者免許証等を有している場合に、当該免許証等の番号を申請書に記載することで住民票の写し等の書類の添付を省略できるようにするため、無線従事者規則の一部を改正するものである。本改正により、無線従事者免許証の携帯性及び耐久性が向上し、申請手続が合理化される等、申請者及び免許人の利便の向上等が図られることから改正の必要性は認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。